

答申第 1145 号

諮問第 1796 号

件名：交通法令違反事件検挙票の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 2 月 7 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 3 月 21 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 行政文書開示請求の提出

令和 6 年 2 月 7 日、審査請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）において、行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

なお、本件請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄には、電動キックボード（特定小型原動機付き自転車）について、交通反則切符（青切符）で取締った件数及び交通指導した件数が記載された文書（請求日現在 稲沢署で保管のもの）と記載されていた。

##### イ 開示請求受付時における対象文書の特定

開示請求受付時には、開示請求の対象となる行政文書として、稲沢警察署が愛知県警察本部交通部交通総務課（以下「交通総務課」という。）に対し、電動キックボード等の取締り件数や指導警告件数等を含めた各種取締り実績等を報告する取締り月報が該当するとし、当該月報の保存期間が 1 年であることから、稲沢警察署に現存する過去 1 年分の同文書と

特定した。

#### ウ 決定期間の延長

開示請求に係る行政文書の量が多いことから、決定期間特例通知書(令和6年2月20日付け、交総発第〇号)により、開示決定期間の延長を行い、決定期限は令和6年7月19日となった。

#### エ 請求内容の補正

令和6年3月13日、開示決定期間の延長に伴い、対象文書のうちの相当の部分につき開示決定をするため、事務処理を進めていたが令和5年7月1日以降、特定小型原動機付自転車の運転者による交通関係法令違反については、交通反則通告制度が適用され、交通反則切符等で検挙することとなったため、交通指導した案件があったとしても、その件数の報告は求めないこととなった。よって、同日から請求日現在に至るまでの交通指導した件数は、取締月報に記載されなくなっていることを確認した。また、同日以降、特定小型原動機付自転車の取締り件数については、取締りを実施した都度、交通法令違反事件検挙票により個別に報告を求めることとなっているため、取締り件数は、取締月報に記載されないことを確認した。よって、当初、対象文書として特定した取締月報では、請求内容を全て網羅していないので、交通法令違反事件検挙票を併せて請求する必要があることから、これら2種類の文書を希望するか審査請求人の真意を確認し、補正する必要があることが判明した。

同日、警察本部警務部住民サービス課情報公開センターの職員は、審査請求人に電話連絡し、上記内容を審査請求人に説明したうえで、請求内容の補正をするか確認したところ、審査請求人は補正をする旨回答した。

なお、稲沢警察署において特定小型原動機付自転車の運転者による交通関係法令違反の取締りは実施しておらず、報告も為されていないことから、交通法令違反事件検挙票を開示請求したとしても、対象文書不存在で不開示決定となる旨申し向けたところ、審査請求人は「不存在で不開示ってことでいいじゃない」とのことであった。

補正の結果、請求内容は、

- ①取締月報（交通総務課担当令和5年1月～令和6年1月分）  
（請求日現在 稲沢署で保管のもの）
- ②交通法令違反事件検挙票（電動モビリティ区分が「(1)-電動キックボード」と記載され、かつ運転・関係車両が「(33)-特定小型原付」と記載されたもの）  
（令和5年7月1日から請求日現在までのもので、稲沢署で保管のもの）

と補正された（以下、②の請求内容を「本件請求内容」という。）。

## (2) 対象文書の特定と請求に対する決定

### ア 本件請求内容の対象文書について

本件対象文書である「交通法令違反事件検挙票」は、令和5年中においては、令和5年中の交通総務課関係業務に関する報告要領（通知）（令和5年交総発第5566号）に、令和6年中においては、令和6年中の交通取締統計に関する報告要領（通知）（令和6年交総発第13号）に基づいて作成する文書である。

「交通法令違反事件検挙票」のうち、電動モビリティ区分が「(1)-電動キックボード」と記載され、かつ運転・関係車両が「(33)-特定小型原付」と記載されたものが、特定小型原動機付自転車の交通違反の検挙時に作成されるものである。

また、「交通法令違反事件検挙票」は、特定の対象違反について検挙した際に作成するものであり、対象違反以外を検挙した場合は作成しないものである。

そして、補正時に審査請求人に案内したとおり、令和5年7月1日から開示請求時点までにおいて、稲沢警察署では特定小型原動機付自転車の運転者による交通関係法令違反の取締り（検挙）はなく、報告も為されていないことから、交通法令違反事件検挙票は作成されていない。

### イ 行政文書不開示決定

処分庁は、本件対象文書を管理していないため、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和6年3月21日付けで本件処分を行った。

なお、その他の請求内容については、本件処分とは別に処分を決定している。

## (3) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、

- ①決定期間特例通知書では、「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、～」と記載されているということは、文書は存在するので開示を求める
- ②決定期間特例通知書の発付後に、請求内容を変更するのは、誤りであり、おかしい
- ③交通法令違反事件検挙票は、電動キックボード等（特定小型原動機付き自転車）について、該当がないという理由で、不存在のため不開示となったとしても、統計表である取締月報等で該当分が0件と確認できるので、その統計表を開示することを求める

旨主張している。

しかしながら、行政文書が著しく大量であったことは、補正前の請求内容について通知したものであり、補正後の内容でいえば、別に決定さ

れた①の請求にかかるものであるため、審査請求人の①の主張は失当である。

また、②の主張については、審査請求人独自の解釈であり、補正の経緯は上記(1)エのとおりであることから適正である。

審査請求人は本件審査請求で「誤りであり、おかしい」と主張する一方、審査請求人自ら「変更するなら変更したらよい」と発言したとして当初の請求内容の補正を認めた旨も主張しているため、本件処分の取り消しを求める理由として失当である。

そして、③の主張では、交通法令違反事件検挙票にかかる不開示決定との本件処分についての不服ではなく、本件開示請求書の①の請求に対して既に開示されている統計表に当たる取締月報を、本件審査請求においても重複して開示すべき旨主張しているようであるが、本件請求内容には統計表の開示を求める旨の記載はないのであって、本件処分に対する本件審査請求においては、そもそも採り上げるものではない。

#### (4) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、電動モビリティ区分が「(1)-電動キックボード」と記載され、かつ運転・関係車両が「(33)-特定小型原付」と記載され、令和5年7月1日から請求日現在までの期間に作成又は取得された交通法令違反事件検挙票であって、稲沢警察署で保管されているものである。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、交通法令違反事件検挙票は、特定の対象違反について検挙した際に作成するものであり、対象違反以外を検挙した場合は作成しないものであるとのことである。そして、令和5年7月1日から請求日までの期間において、稲沢警察署管内で特定小型原動機付自転車の運転者による交通法令違反を交通反則切符等により検挙したことはなかったことから、本件請求対象文書は作成していないとのことである。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

交通法令違反事件検挙票

(電動モビリティ区分が「(1)-電動キックボード」と記載され、かつ運転・  
関係車両が「(33)-特定小型原付」と記載されたもの)

(令和5年7月1日から請求日現在のもので、稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 6. 12	諮問 (弁明書の写しを添付)
7. 3. 21 (第 703 回 審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 5. 30 (第 706 回 審査会)	審議
7. 6. 24	答申